

相談センターニュース

1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



ある相続人が遺産を管理するために良かれと思ってやったことを、他の相続人から異議を申し立てられたみたい……。親切心でやったことが、かえって問題をこじらせてしまったのかな……。

Q 父は生前、貸地を所有し、地代を父名義の預金口座で受領していました。今般、父が亡くなりましたが遺産分割は未了のままです。そこで、一時的に受取口座を私名義の口座に変更したところ、他の相続人から「不法行為だ」などと言われ、裁判所に訴えると言われてしまいました。どのように対応したらよいのでしょうか。

A 単に地代の受取口座を変更しただけで責任が生じることはありません。しかし、相続開始後に受け取った地代に対して、他の共同相続人はその相続分に応じて権利を有していますので、その分配を行う必要があります。

<解説>

1 遺産収益の取扱い

相談の貸地のように、遺産の管理や利用等によって遺産から生じる収益がある場合、どのように取り扱うべきかが問題となります。判例は「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものであるから、この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当である」とし、「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである」と判断しております。

したがって、相談事例でも、遺産分割協議の結果いかんにかかわらず、相続開始後遺産分割完了までの間に生じた地代については、共同相続人がそれぞれの相続分について権利を主張することができ、相談者は他の共同相続人に対してその相続分に応じた支払いをする必要があることとなります。

2 遺産分割手続における解決の可否

相談者及び他の共同相続人間で遺産分割が未了のままですから、遺産収益についても、なんとか遺産分割手続の中で解決することができれば、全てを丸く収めることができそうです。

この点、現在の家庭裁判所における遺産分割調停では、遺産収益は、遺産とは別個の共同相続人間の共有財産であるから遺産分割の対象にはならないとしつつも、共同相続人全員が遺産収益を遺産分割の対象に含めることに合意をした場合は、遺産分割の対象とする運用がなされています。



仮に遺産分割協議で貸地を相談者が取得することになって、相続発生後の賃料は他相続人に分配しなくてはいけなかったね！

したがって、相談事例でも、他の共同相続人が地代の分配について遺産分割の対象とすることに合意をすれば、遺産分割手続において解決を図ることができます。

3 民事訴訟による解決

しかし、共同相続人全員の合意が得られなかった場合、遺産収益の問題が遺産分割手続から除外されることとなります。そうすると、最終的には民事訴訟で解決が図られることとなりますので、その場合には、相談者は他の共同相続人から訴えられることとなります。そうすると、相談の貸地の場合、収益がある一方、管理費等の経費もさまざまな項目で多数存在します。これらも必要な管理費等について控除することが考えられますが、維持管理費、公租公課、管理人報酬などのうち、どのような費目が控除可能で、どれができないのかについて争いが生じる可能性があります。

4 まとめ

遺産を管理するために行ったことが、かえって新たな問題を発生させ、他の共同相続人に不信感を持たれる契機となることも少なくありません。相続の手続きに不安を感じたなら、お近くの司法書士にお気軽にご相談ください。

話し合いで解決できない場合は裁判所の手続きを利用しよう！



相続といえば司法書士！

司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのか
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのか
- お金のトラブルで困っている
-など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は

下記のとおり面談相談の一部再開が決まりました。

〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館	…毎 週 (火・金) 14時～17時	再開調整中
〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター	…毎 週 (木) 14時～17時	7月 2日より再開
〈三島会場〉 三島商工会議所	…毎 週 (火) 14時～17時	7月 7日より再開
〈下田会場〉 下田市民文化会館	…毎月 第3 (金) 13時～16時	7月17日より再開
〈細江会場〉 浜松市北区役所	…毎月 第1 (水) 13時～16時	8月 5日より再開
〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所	…毎月 第1 (水) 13時～16時	8月 5日より再開

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。